

令和 7 年度介護支援専門員
実務研修受講試験受験案内

香 川 県

受付期間：令和 7 年 7 月 2 日(水)～7 月 15 日(火)

試 験 日：令和 7 年 10 月 12 日(日)

試験会場：香川大学創造工学部（高松市林町 2217-20）

（香川大学への問い合わせは、一切行わないでください。）

香川県健康福祉部長寿社会対策課
〒760－8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号
T E L （087） 832－3275（直通）

目 次

1	介護支援専門員の養成について	1
2	試験日時、試験会場	2
3	受験資格対象者	2
	法定資格に基づく業務に従事する者の範囲	4
	相談援助業務に従事する者の範囲	5
4	試験の方法等	6
5	受験手続	6
6	提出書類	7
7	身体障害者等受験特別措置の実施	9
8	個人情報の取扱い	9
9	受験当日の注意事項	10
10	合格発表、得点結果の口頭による情報提供の請求	11
11	実務研修	11
12	試験問題出題範囲	12
13	試験に関するQ & A	20
○	受験申込書記入要領、記入例	23
○	証紙納付書（記入例）	26
○	実務経験証明書記入要領、記入例	27
○	提出書類様式、提出書類チェックシート	
○	試験会場案内図	

介護支援専門員実務研修受講試験は、厚生労働省の定めるところにより実施するもので、その定め等に変更があった場合は、ご案内の内容に変更が生じるとともに、追加の書類提出を求める場合等があります。

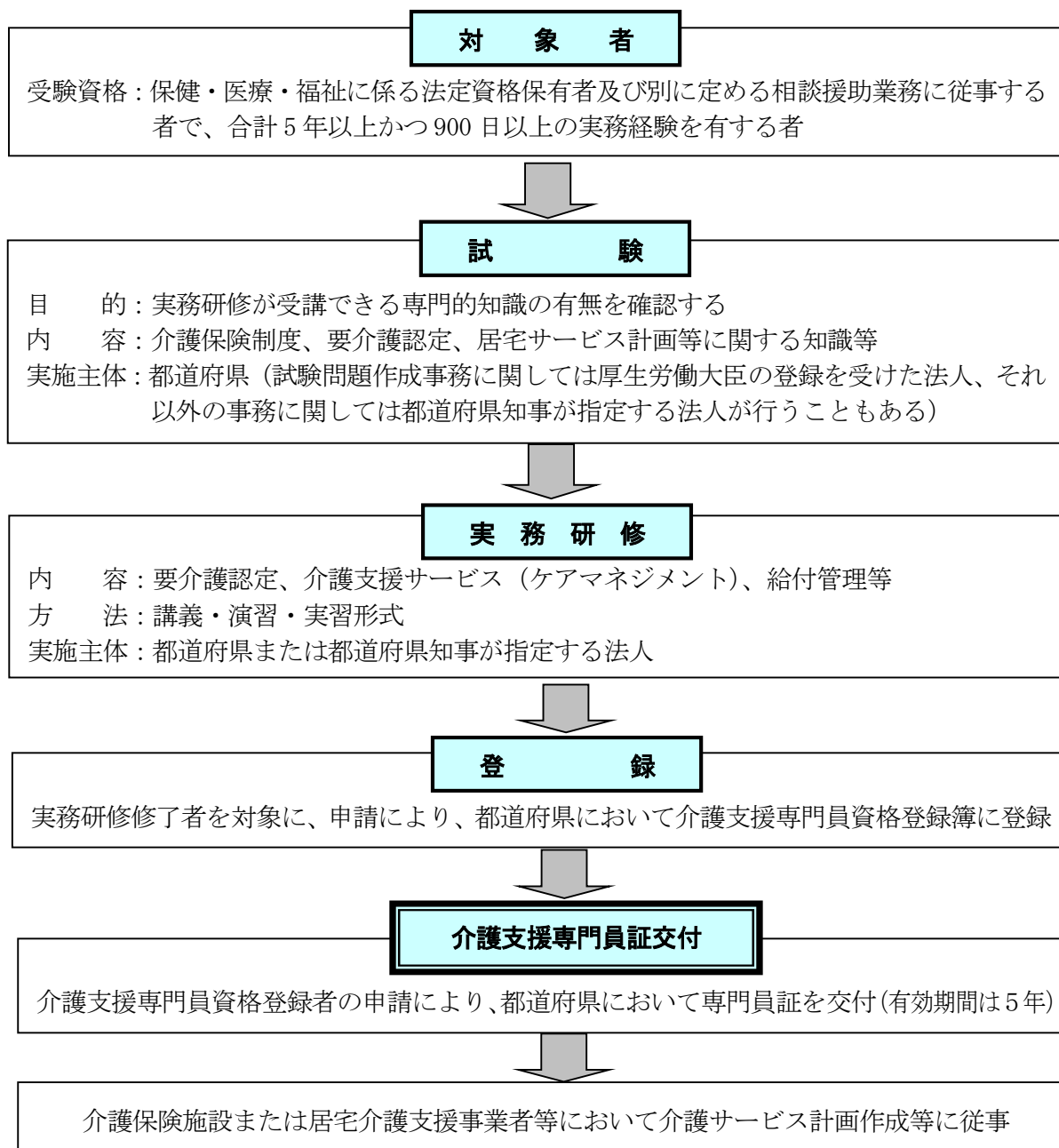
この試験は、介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の規定に基づいて行われるものです。

1 介護支援専門員の養成について

（1）介護支援専門員について

- ① 要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況等に応じた適切な居宅サービス又は施設サービス等を利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、介護保険施設等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして法令で定める者をいいます。
- ② 介護保険施設（指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）、認知症対応型共同生活介護及び特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護の事業者、看護小規模多機能型居宅介護の事業者並びに居宅介護支援事業者（ケアプラン作成機関）等は、介護支援専門員を配置しなければなりません。

（2）介護支援専門員の養成の流れについて



2 試験日時、試験会場

試験日時	令和7年10月12日（日）（試験会場への入室は9時から開始する予定です。） 午前 9時30分 着 席 午前 10時00分 試験開始 午前 12時00分 試験終了 ※点字受験者、弱視受験者及び肢体不自由受験者（以下「弱視等受験者」という。）については、試験終了時刻が異なります。（P6を参照）
試験会場	香川大学創造工学部 高松市林町 2217-20（末尾の試験会場案内図を参照） ※試験会場に駐車場はありません。周辺での路上駐車、近隣店舗等の駐車場利用及び送迎のための一時的な駐停車等は近隣住民へのご迷惑になりますので、絶対しないでください。 ※試験会場となる香川大学では、試験事務を行っておりませんので、電話等による照会は一切しないでください。 ※構内は禁煙です。また、ごみは各自でお持ち帰りください。

3 受験資格対象者

（1）対象者

香川県において試験を受けようとする者は、業務従事期間に関して①に該当し、かつ勤務地又は住所地に関して②の要件を満たしている必要があります。

- ① ア及びイに定める資格のいずれか（複数の資格における期間の合算も認める）の期間が通算して5年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上の方

ア. P4に定める法定資格に基づく業務に従事した期間

イ. P5に定める相談援助業務に従事した期間

- ② 勤務地又は住所地に関する要件

〔勤務地要件〕…受験申込時点において、香川県内で上記①に該当する事業所に勤務していること。

〔住所地要件〕…勤務地要件に該当しない場合は、現住所が香川県内にあること。

※香川県内に現住所があっても、現在、他の都道府県において上記①に該当する事業所に勤務している場合は、香川県での受験はできません。勤務地の都道府県が受験地となります。

（2）対象者の範囲の具体的判断

対象者の具体的な判断については、上記（1）に示されたものであって、かつ、要援護者に対する対人の直接的な援助が、その者の本来業務として明確に位置づけられている必要があるため、当該資格等を有しながら、要援護者に対する対人の直接的な援助ではない期間（例：研究業務）は実務経験期間に含まれません。

(3) 対象者についての留意点

次のいずれかの事項に該当する者は、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第69条の2に定める登録を受けることができません。

- ① 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- ⑤ 法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第69条の6第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- ⑥ 法第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者
- ⑦ 法第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しないもの

ア. 法定資格に基づく業務に従事する者の範囲

資格区分	資格名称		資格区分	資格名称		資格区分	資格名称
1001	医師		1008	理学療法士		1015	言語聴覚士
1002	歯科医師		1009	作業療法士		1016	あん摩マッサージ指圧師
1003	薬剤師		1010	社会福祉士		1017	はり師
1004	保健師		1011	介護福祉士		1018	きゅう師
1005	助産師		1012	視能訓練士		1019	柔道整復師
1006	看護師		1013	義肢装具士		1020	栄養士・管理栄養士
1007	准看護師		1014	歯科衛生士		1021	精神保健福祉士

イ. 相談援助業務に従事する者の範囲

資格区分	対象施設等	対象職種等	根 拠 等
2001	特定施設入居者生活介護	生活相談員	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第175条第1項第1号
2002	地域密着型特定施設入居者生活介護	生活相談員	介護保険法第8条第21項 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第1項第1号
2003	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	生活相談員	介護保険法第8条第22項 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第1項第2号
2004	介護老人福祉施設	生活相談員	介護保険法第8条第27項 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第1項第2号
2005	介護老人保健施設	支援相談員	介護保険法第8条第28項 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第2条第1項第4号
2006	介護予防特定施設入居者生活介護	生活相談員	介護保険法第8条の2第9項 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第231条第1項第1号
2007	計画相談支援	相談支援専門員	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第19項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条
2008	障害児相談支援	相談支援専門員	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条
2009	生活困窮者自立相談支援事業	主任相談支援員	生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項 生活困窮者自立支援事業等の実施について（平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知）

4 試験の方法等

試験内容 出題範囲	試験問題出題範囲（P12～P19）のとおりに	
出題方式	5つの選択肢から複数の解答を選んで解答する方式	
解答方式	マークシート用紙に記入	
試験時間	①試験時間　　120分 （点字受験者は180分、弱視等受験者は156分に延長されます。）	
出題数	②出題数	
	区　　　分	問題数
	介護支援分野 介護保険制度の基礎知識 要介護認定等の基礎知識 居宅・施設サービス計画の基礎知識等	25問
	保健医療福祉サービス分野 保健医療サービスの知識等 福祉サービスの知識等	20問 15問
	合　　　計	60問

5 受験手続

受付期間	令和7年7月2日（水）～同7月15日（火） ※郵送でのみ受付を行います。 ※7月15日（火）までの消印のあるものに限り受け付けます。 ※受付期間後は、いかなる理由があっても受け付けできません。
提出先等	〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号 香川県健康福祉部長寿社会対策課 ※必ず簡易書留とし、封筒の表に「介護支援専門員受験申込書在中」と朱書してください。 ※ <u>受付期間が始まってから</u> 発送してください。 ※提出された受験申込書等を確認した後、受験資格を有していないと認めたときは、受験申込書等を返送します。なお、それ以外の場合においては、いかなる理由があっても試験手数料は返還できませんのでご注意ください。
受験票の交付	受験申込書等を受け付け、受験資格を有する方には、受験票を本人あてに9月12日頃に送付します。 9月19日（金）を経過しても受験票が到着しない場合は、必ず、長寿社会対策課へ連絡してください（TEL 087-832-3275 直通）。

6 提出書類

記入要領については、P23～P29 を参照。黒のボールペン（消せるボールペンは不可）を用い、かい書で丁寧に記入してください（「入力支援フォーム」（Excel 形式）を使用して作成した場合を除く）。

	提出書類	提出にあたっての注意事項等	提出
1	受験申込書 （介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書） 証紙納付書	- 必要事項を正確に記入してください。 - 試験手数料として、証紙納付書の所定欄に 9,700 円分の香川県証紙を貼付してください。 ※収入印紙と間違えないこと。 なお、この証紙には、消印をしないでください。 （小豆島を除く島しょ部又は県外に住所を有する者に限り、香川県証紙に代えて額面 9,700 円の郵便為替を同封して、申し込むこともできます。）	全員提出
2	顔写真	申込前 6 か月以内に、無背景、無加工、無帽正面向きで上半身を撮影した縦 4.5cm、横 3.5cm のもの。写真が不鮮明で人物特定が困難なものは不可です。 ※写真の裏面に氏名・撮影年月を記入すること。	全員提出
3	実務経験証明書 （様式 1）	- 証明者は受験申込者が勤務している（していた）施設、事業所の長、法人の代表者等、証明権限を有する方です。 <u>受験申込者本人が記入したものは無効となります。</u>（証明者（代表者）が受験申込者本人の場合を除く。） 1 か所の証明書では従事期間が受験資格要件に満たない場合は、様式を必要枚数ダウンロードし、要件を満たす証明書の交付を受けてください。 ※実務経験期間の日換算については、1 日の勤務時間が短い者の場合についても 1 日勤務したものとみなします。 ※施設、事業所等の廃業及び統廃合等により、実務経験証明書の発行が困難な場合については、給与明細書、雇用契約書、受験年度以前に作成された実務経験証明書及び受験年度以前の受験票等により、必要な内容がすべて確認できる場合のみ実務経験とみなすことがあります。 【実務経験証明書を見込みで提出する場合】 必要な実務経験期間は、<u>試験日前日までに</u>満たしていればよいものとなっています。 <u>見込証明書を提出した方は、令和 7 年 10 月 17 日（金）までに、改めて確定した実務経験証明書を提出してください（必着）。</u>この実務経験証明書が、期日までに提出されない場合には、受験資格を満たさなかったものとして、実務研修受講試験は無効となります。	全員提出 （特例措置希望者を除く）
4	勤務日内訳表 （任意様式）	登録ヘルパー等で、複数の訪問介護事業所での従事期間が重複している場合には、個々の事業所での勤務日が分かるような勤務日内訳表（任意様式）の添付が必要です。	該当者

	提出書類	提出にあたっての注意事項等	提出
5	資格免許・登録証等の写し	・法定資格を有する者（P4）は、その資格に係る免許等の写しを添付してください（戸籍の変更等により免許取得年月日等の裏書きがある場合は、必ず裏面も含めて写しをとってください）。 ・対象となる法定資格等が複数ある場合、それぞれ写しを提出してください。 ※ 必要に応じ縮小・拡大コピーをし、全てA4版にて提出。 【法定資格免許証等の再発行手続中で提出する場合】 ・免許証等の再発行手続中であることを証明する書類（再発行申請書（受付印があるもの）控え等）を受験申込書に添付してください。 ・令和7年10月17日（金）までに、免許等の写しを提出してください（必着）。期日までに提出されない場合には、受験資格を満たさなかったものとして、実務研修受講試験は無効となります。	該当者
6	団体概要及び市区町村ボランティアセンター等への登録書類	ボランティア等の公的サービス以外のサービスを行う団体において介護等の業務を行っている方については、当該団体概要及び市区町村ボランティアセンター等に登録されている団体についてはその旨の書類を添付してください。	該当者
7	開業許可書、認可書、届出書、業務委託契約書等	実務経験証明書の証明者と受験申込者が同一の場合は、本人が発行した実務経験証明書にあわせて、開業許可書等、客観的に証明できる書類の写しを添付してください。 ただし、社会福祉士や介護福祉士のようにその業務を行うに当たり許可、認可、届出制がなく、これらの書類を提出できない場合には、定期的（月次、年次）報告書や業務日誌も証明書類とすることができます。	該当者
8	戸籍謄本、戸籍抄本（原本）	婚姻等により、現在の氏名が免許状及び実務経験証明書等に記載された氏名と異なる場合は、同一人であることを証明する書面（戸籍謄本又は抄本）を添付してください。	該当者

書類提出の特例措置	実務経験確認書類の提出に関する特例措置（Q&A P21 参照）
	・過去3年間（令和4年度～令和6年度）に、香川県に実務経験確認書類を提出の上、受験票の交付を受けた者のうち、受験資格に変更のない者については、実務経験確認書類の提出を省略することができます。 実務経験確認書類等を見込みで提出した場合は、確定した書類を提出した者に限ります。 ただし、この場合であっても、後日必要書類の提出を求められることがありますので、ご承知おきください。 なお、令和4年度～令和6年度受験時以降において、氏名に変更があった場合は、戸籍謄本又は抄本を提出してください。 ・この特例措置を希望する場合は、介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書の「実務経験確認書類に関する特例措置」の欄に数字の「1」（希望する）を記入し、該当する受験年度（令和4年度～令和6年度のいずれか）を記入してください。

7 身体障害者等受験特別措置の実施

身体機能に著しい障害のある受験者は、希望により特別措置を行います。

介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書の「身体障害者等受験特別措置の希望」の「希望する」欄に○印を記入するとともに、別途申請が必要となりますので、早めにご相談ください。

8 個人情報の取扱い

受験申込書及び受験者データに記載された受験者に関する個人情報は、香川県が厳重に保管し、介護支援専門員実務研修受講試験実施のために使用するほか、以下の目的のために、指定研修実施機関である「公益財団法人かがわ健康福祉機構」に提供します。

- ①介護支援専門員実務研修の実施案内の送付
- ②介護支援専門員実務研修の講義準備
- ③介護支援専門員実務研修の実習の実施
- ④介護支援専門員実務研修の修了証明書の交付

9 受験当日の注意事項

①試験当日は、必ず受験票をお持ちください。

試験日以前に受験票を紛失した場合は、事前にご連絡ください。

受験票を所持していない場合は、受験できないことがあります。

②試験室には、必ず午前9時30分（試験開始時刻の30分前）までに入室してください。

③試験会場への車の乗り入れは禁止します。

周辺での路上駐車、近隣店舗等の駐車場利用及び送迎のための一時的な駐停車等、絶対にしないでください。

④試験当日は、受験票及び筆記用具（HBの鉛筆、プラスチック消しゴム）を持参してください。

試験室内に時計はありませんので、必要な方は各自でご用意ください。

⑤試験の解答の記入方法はマークシート用紙へのマーク欄の塗りつぶしとなります。解答用紙へ受験番号を間違って記載したり、記入しなかった場合、採点されません。また、HBの鉛筆より薄い鉛筆でマークしたり、きちんとマークしていない場合、解答と認められないことがあります。また、間違って書いた解答等をきちんと消していない場合、それが解答とみなされることがありますのでご注意ください。

⑥試験室内では、携帯電話やスマートフォン等の通信機器の使用を一切禁止します。試験室に入る前に必ず電源を切ってください。携帯電話等の通信機器を時計として使用することは禁止します。

試験中に通信機器の使用を発見した場合は、直ちに退室を命じ、本部に同行していただきます。

⑦机の上には、受験票、筆記用具及び時計以外のものは置かないでください。

⑧服装については、個人毎に適温が異なることから、各々で調整できるように準備してきてください。

⑨学校敷地内は禁煙です。

⑩試験監督員の指示事項は守ってください。

⑪試験中不正な行為を行った者、試験室内の秩序を乱すような行為を行った者又は試験監督員の指示に従わなかった者に対しては、直ちに退室を命じ、本部に同行していただきます。

また、後で、不正行為をしたことが判明した場合は、合格を取り消します。

⑫退室後も構外に出るまでは、私語を慎んでください。

⑬ごみは各自で持ち帰ってください。

10 合格発表、得点結果の口頭による情報提供請求

合格発表	合格発表日は、令和7年11月25日（火）午前10時の予定です。 合格者には県から合格通知書を送付し、あわせて合格者の受験番号を香川県庁東館正面玄関前掲示板に掲示します。合格通知書の送付先は、合格者の現住所とします。 なお、不合格者への結果通知は行いませんので、ご承知おきください。 （電話等による結果の問い合わせには、一切応じられません。） ※県ホームページでも合格者の受験番号を掲載します。 ホームページURL https://www.pref.kagawa.lg.jp/ （ホームページID：239）
合格の取り消し	試験中の不正行為が判明した場合及び受験申込に当たって虚偽又は不正の事実があった場合には、合格を取り消します。
得点結果の提供請求	個人情報保護法第69条第2項第1号の規定に基づき、この試験の得点結果について受験者ご本人に限り、口頭による情報提供の請求を行うことができます。 ①口頭により情報提供の請求を行うことができる期間 令和7年11月25日（火）～12月24日（水）（ただし、土日を除く） 8時30分（初日は合格発表後）～12時、13時～17時15分 ②請求できる場所 香川県健康福祉部長寿社会対策課（県庁本館17階） ③請求の方法 本人確認のできる書類のうち、顔写真つきのものは1種類、顔写真なしのものは2種類以上をお持ちの上、本人であることの確認を受けた後、得点結果を閲覧できます。 ＜確認書類の例＞ 運転免許証、旅券（パスポート）、在留カード、有効な被保険者証又は資格確認書、国民年金、厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書、国民年金手帳、共済年金又は恩給等の証書、マイナンバーカード、受験票など ④提供する内容 … 分野別得点

11 実務研修（合格者のみ）

実務研修	合格者を対象に実施する実務研修は、公益財団法人かがわ健康福祉機構が行います。 合格者には、県から送付する合格通知書とは別に、公益財団法人かがわ健康福祉機構から実務研修の資料を送付します。
開催日程（予定）	【Aコース】 令和7年12月19日～令和8年3月17日 【Bコース】 令和7年12月20日～令和8年3月21日

12 試験問題出題範囲

(出題範囲一覧表)

区分	大項目	中項目	小項目
1 基本視点	1 介護保険制度導入の背景	1 高齢化の進展と高齢者を取り巻く状況の変化	1 長寿・高齢化の進展
			2 高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加
			3 介護の長期化・重度化
			4 家族の介護機能の低下
			5 個人の人生にとっての介護問題
			6 家族にとっての介護問題
			7 社会にとっての介護問題
		2 従来の制度の問題点	1 老人福祉制度
		3 社会保険方式の意義	2 老人医療制度
			3 制度間の不整合
			1 我が国の社会保障制度のあり方
	2 介護保険と介護支援サービス	4 介護保険制度創設のねらい	2 給付と負担の関係の明確性
			3 利用者の選択の尊重
			1 介護という新たな課題への対応
			2 効率的、公平な制度の創設
			3 サービス利用者の立場に立った制度体系
		—	4 民間活力の活用
			5 高齢者の被保険者としての位置づけ
			—
			—
			—
2 介護保険制度論	1 介護保険制度論	1 介護保険制度の目的等	1 社会保障、社会保険、介護保険の体系
			2 医療保障の体系
			3 高齢者の保健・医療・福祉の体系
			4 介護保険制度の目的
			5 保険事故と保険給付の基本的理念
			6 国民の努力および義務
		2 保険者及び国、都道府県の責務等	1 保険者
			2 保険者の事務
			3 介護保険の会計
			4 条例
			5 国の責務、事務
			6 都道府県の責務、事務
			7 医療保険者および年金保険者の事務
			8 審議会
		3 被保険者	1 被保険者の概念
			2 強制適用
			3 被保険者の資格要件
			4 住所認定の基準
			5 適用除外
			6 資格取得の時期
			7 資格喪失の時期
			8 届出
			9 住所地特例
			10 被保険者証
		4 保険給付の手続・種類・内容	1 要介護認定および要支援認定
			2 要介護認定等の手続
			3 介護認定審査会
			4 保険給付通則
			5 保険給付の種類
			6 保険給付の内容
			7 介護報酬
			8 支給限度額
			9 現物給付

区分	大項目	中項目	小項目
		10 審査・支払い	10 審査・支払い
			11 利用者負担
			12 保険給付の制限
		5 事業者及び施設 (人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を含む。)	1 指定居宅サービス事業者
			2 指定居宅介護支援事業者
			3 介護支援専門員
			4 指定介護予防サービス事業者
			5 指定介護予防支援事業者
			6 指定地域密着型サービス事業者
			7 指定地域密着型介護予防サービス事業者
			8 基準該当サービスの事業者
			9 離島等における相当サービスの事業者
			10 介護保険施設
		6 介護保険事業計画	1 基本指針
			2 老人保健福祉計画、医療計画との関係
			3 市町村介護保険事業計画
			4 都道府県介護保険事業支援計画
		7 保険財政	1 財政構造
			2 事務費
			3 その他の補助
			4 第1号被保険者に係る保険料
			5 介護給付費交付金および介護給付費納付金
			6 第2号被保険者に係る保険料
			7 支払基金の業務
		8 財政安定化基金等	1 財政安定化基金事業
			2 市町村相互財政安定化事業
		9 地域支援事業	1 介護予防・日常生活支援総合事業等
			2 包括的支援事業
			3 その他の事業
			4 財源構成
		10 介護サービス情報の公表	1 介護サービス情報の公表の内容
			2 指定調査機関
			3 指定情報公表センター
		11 国民健康保険団体連合会の介護保険事業関係業務	1 審査・支払い
			2 給付費審査委員会
			3 苦情処理等の業務
			4 第三者行為求償事務
			5 その他の業務
		12 審査請求	1 概説
			2 審査請求ができる事項
			3 介護保険審査会
			4 委員
			5 審理裁決を扱う合議体
			6 専門調査員
			7 訴訟との関係
		13 雑則	1 報告の徴収等
			2 先取特権の順位
			3 時効等
			4 資料の提供等
		14 検討規定(附則)	—
3 ケアマネジメント機能論	1 ケアマネジメント機能論	1 介護保険制度におけるケアマネジメント	1 介護保険におけるケアマネジメントの定義と必要性
			2 介護保険におけるケアマネジメント機能の位置づけ
			3 介護保険でのサービス利用手続きの全体構造と介護支援サービス
		2 ケアマネジメントの基本的理念、意義等	1 要介護者等とその世帯の主体性尊重の仕組み
			2 自立支援、多様な生活を支えるサービスの視点
			3 家族(介護者)への支援の必要性

区分	大項目	中項目	小項目
			4 保健・医療・福祉サービスを統合したサービス調整の視点
			5 サービスの展開におけるチームアプローチの視点
			6 適切なサービス利用(効果性、効率性)の視点
			7 保健・医療・福祉サービス(保険給付サービス等)とインフォーマルサポートを統合する社会資源調整の視点
		3 介護支援専門員の基本姿勢	—
		4 介護支援専門員の役割・機能	1 利用者本位の徹底
			2 チームアプローチの実施—総合的判断と協働
			3 居宅サービス計画に基づくサービス実施状況のモニタリングと計画の修正
			4 サービス実施体制におけるマネジメントの情報提供と秘密保持
			5 信頼関係の構築
			6 社会資源の開発
		5 ケアマネジメントの記録	—
	2 介護支援サービス方法論	1 居宅介護支援サービスの開始過程	—
		2 居宅サービス計画作成のための課題分析	—
		3 居宅サービス計画作成指針	—
		4 モニタリングおよび居宅サービス計画での再課題分析	—
	3 介護予防支援サービス方法論	1 介護予防支援サービスの開始過程	—
		2 介護予防サービス計画作成のための課題分析	—
		3 介護予防サービス計画作成指針	—
		4 モニタリングおよび介護予防サービス計画での再課題分析	—
	4 施設介護支援サービス方法論	1 施設介護支援サービスの開始過程	—
		2 施設サービス計画作成のための課題分析	—
		3 施設サービス計画作成指針	—
		4 モニタリングおよび施設サービス計画での再課題分析	—
4 高齢者支援展開論 (高齢者介護総論)	1 総論 I 医学編	1 高齢者の身体的・精神的な特徴と高齢期に多い疾病および障害	1 高齢者の身体的・精神的・心理的特徴
			2 高齢者に起こりやすい疾病および障害の特徴
			3 高齢者に多く見られる各種の疾患
		2 バイタルサインの正確な観察・測定、解釈・分析	1 全身の観察とバイタルサイン
			2 バイタルサインの正しい観察・測定方法とポイント
		3 検査の意義およびその結果の把握、患者指導	1 検査値の変動について
			2 検査各論
		4 介護技術の展開	1 身体介護と家事援助の関連
			2 食事の介護
			3 排泄および失禁の介護
			4 褥瘡への対応
			5 睡眠の介護
			6 清潔の介護
			7 口腔のケア
		5 ケアにおけるリハビリテーション	1 リハビリテーションの考え方
			2 リハビリテーションの基礎知識
			3 リハビリテーションの実践(訓練と援助の実践)
		6 認知症高齢者の介護	1 老人性認知症の特徴、病態
			2 認知症高齢者・家族への援助と介護支援サービス
		7 精神に障害のある場合の介護	1 高齢者の精神障害
			2 精神に障害のある高齢者の介護
		8 医学的診断・治療内容・予後の理解	1 医学的診断の理解
			2 治療内容の理解
			3 予後の理解

区分	大項目	中項目	小項目
		9 現状の医学的問題、起こりうる合併症、医師、歯科医師への連絡・情報交換	1 現状の医学的問題のとらえ方 2 起こりうる合併症の理解 3 医師、歯科医師への連絡・情報交換
		10 栄養・食生活からの支援・介護	1 人間らしい栄養・食生活とは 2 栄養・食生活からの介護の手順 3 望ましい栄養・食生活をめざして提示されている食生活指針等
		11 呼吸管理、その他の在宅医療管理	1 呼吸管理の考え方 2 その他の在宅医療管理
		12 感染症の予防	1 感染症の種類と特徴 2 起こりやすい感染症の予防と看護・介護
		13 医療器具を装着している場合の留意点	1 在宅酸素療法(HOT) 2 気管内挿管 3 人工呼吸器 4 腹膜透析 5 在宅中心静脈栄養法 6 内視鏡的胃瘻造設術(PEG) 7 ペースメーカー
		14 急変時の対応	1 高齢者救急疾患の病態上の特徴 2 主な急変時の対応 3 在宅看護・介護で遭遇しやすい急変
		15 健康増進・疾病障害の予防	1 基本理念 2 生活習慣病の予防 3 がん 4 循環器疾患 5 糖尿病 6 骨粗しょう症 7 21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)
	2 総論Ⅱ 福祉編	1 基礎相談・面接技術	1 基本姿勢 2 コミュニケーションの知識と技術 3 インテークワーク技術 4 隠されたニーズの発見
		2 ソーシャルワークとケアマネジメント(介護支援サービス)	—
		3 ソーシャルワーク(社会福祉専門援助技術)の概要	1 個別援助技術(ソーシャルケースワーク) 2 集団援助技術(ソーシャルグループワーク) 3 地域援助技術(コミュニティワーク)
		4 接近困難事例への対応	1 援助困難事例への対応 2 接近困難事例と問題状況の分類 3 接近困難事例の理解とアプローチ
	3 総論Ⅲ 臨死編	1 チームアプローチの必要性および各職種 の役割	—
		2 高齢者のターミナルケアの実際、家族への ケア	1 事例の概要 2 在宅での看取りの成立条件 3 在宅ホスピスにおける症状緩和 4 死の教育 5 在宅ホスピスとQOL
		3 死亡診断	1 死亡に医師が立ち会っているとき 2 医師が立ち会っていないとき 3 精神面からみたターミナルケア
5 高齢者支援展開 論 (居宅サービス事 業各論)	1 訪問介護方法論	1 訪問介護の意義・目的 2 訪問介護サービス利用者の特性 3 訪問介護の内容・特徴 4 介護支援サービスと訪問介護	— — — —
	2 訪問入浴介護方法 論	1 訪問入浴介護の意義・目的 2 訪問入浴介護利用者の特性 3 訪問入浴介護の内容・特徴 4 介護支援サービスと訪問入浴介護	— — — —

区分	大項目	中項目	小項目
	3 訪問看護方法論	1 訪問看護の意義・目的	—
		2 訪問看護サービス利用者の特性	—
		3 訪問看護の内容・特徴	—
		4 介護支援サービスと訪問看護	—
	4 訪問リハビリテーション方法論	1 訪問リハビリテーションの意義・目的	—
		2 訪問リハビリテーションサービス利用者の特性	—
		3 訪問リハビリテーションの内容・特徴	—
		4 介護支援サービスと訪問リハビリテーション	—
	5 居宅療養管理指導方法論	1 医学的管理サービスの意義・目的	—
		2 医学的管理サービス利用者の特性	—
		3 介護支援サービスと医学的管理サービス	—
		4 口腔管理—歯科衛生指導の意義・目的	—
		5 口腔管理—歯科衛生指導利用者の特性	—
		6 介護支援サービスと口腔管理—歯科衛生指導	—
		7 薬剤管理指導の意義・目的	—
		8 薬剤管理指導利用者の特性	—
		9 介護支援サービスと薬剤管理指導	—
	6 通所介護方法論	1 通所介護の意義・目的	—
		2 通所介護サービス利用者の特性	—
		3 通所介護の内容・特徴	—
		4 介護支援サービスと通所介護	—
	7 通所リハビリテーション方法論	1 通所リハビリテーションの意義・目的	—
		2 通所リハビリテーションサービス利用者の特性	—
		3 通所リハビリテーションの内容・特徴	—
		4 介護支援サービスと通所リハビリテーション	—
	8 短期入所生活介護方法論	1 短期入所生活介護の意義・目的	—
		2 短期入所生活介護サービス利用者の特性	—
		3 短期入所生活介護の内容・特徴	—
		4 介護支援サービスと短期入所生活介護	—
	9 短期入所療養介護方法論	1 短期入所療養介護の意義・目的	—
		2 短期入所療養介護サービス利用者の特性	—
		3 短期入所療養介護の内容・特徴	—
		4 介護支援サービスと短期入所療養介護	—
	10 特定施設入居者生活介護方法論	1 特定施設入居者生活介護の意義・目的	—
		2 特定施設入居者生活介護サービス利用者の特性	—
		3 特定施設入居者生活介護の内容・特徴	—
		4 介護支援サービスと特定施設入居者生活介護	—
	11 福祉用具及び住宅改修方法論	1 福祉用具の意義・目的	—
		2 福祉用具利用者の特性および福祉用具の機能、使用法	—
		3 福祉用具の内容・特徴	—
		4 介護支援サービスと福祉用具	—
		5 住宅改修の意義・目的	—
		6 住宅改修利用者の特性および住宅改修の機能、使用法	—
		7 住宅改修の内容・特徴	—
		8 介護支援サービスと住宅改修	—

区分	大項目	中項目	小項目
6 高齢者支援展開論 (地域密着型サービス事業各論)	1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護方法論	1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の意義・目的	—
		2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者の特性	—
		3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容・特徴	—
	2 夜間対応型訪問介護方法論	1 夜間対応型訪問介護の意義・目的	—
		2 夜間対応型訪問介護の利用者の特性	—
		3 夜間対応型訪問介護の内容・特徴	—
	3 地域密着型通所介護方法論	1 地域密着型通所介護の意義・目的	—
		2 地域密着型通所介護利用者の特性	—
		3 地域密着型通所介護の内容・特徴	—
	4 認知症対応型通所介護方法論	1 認知症対応型通所介護の意義・目的	—
		2 認知症対応型通所介護の利用者の特性	—
		3 認知症対応型通所介護の内容・特徴	—
	5 小規模多機能型居宅介護方法論	1 小規模多機能型居宅介護の意義・目的	—
		2 小規模多機能型居宅介護の利用者の特性	—
		3 小規模多機能型居宅介護の内容・特徴	—
	6 認知症対応型共同生活介護方法論	1 認知症対応型共同生活介護の意義・目的	—
		2 認知症対応型共同生活介護の利用者の特性	—
		3 認知症対応型共同生活介護の内容・特徴	—
	7 地域密着型特定施設入居者生活介護方法論	1 地域密着型特定施設入居者生活介護の意義・目的	—
		2 地域密着型特定施設入居者生活介護の利用者の特性	—
		3 地域密着型特定施設入居者生活介護の内容・特徴	—
	8 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護方法論	1 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の意義・目的	—
		2 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用者の特性	—
		3 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容・特徴	—
	9 複合型サービス方法論	1 複合型サービスの意義・目的	—
		2 複合型サービスの利用者の特性	—
		3 複合型サービスの内容・特徴	—
7 高齢者支援展開論 (介護予防サービス事業各論)	1 介護予防訪問入浴介護方法論	1 介護予防訪問入浴介護の意義・目的	—
		2 介護予防訪問入浴介護利用者の特性	—
		3 介護予防訪問入浴介護の内容・特徴	—
		4 介護予防支援サービスと介護予防訪問入浴介護	—
	2 介護予防訪問看護方法論	1 介護予防訪問看護の意義・目的	—
		2 介護予防訪問看護サービス利用者の特性	—
		3 介護予防訪問看護の内容・特徴	—
		4 介護予防支援サービスと介護予防訪問看護	—
	3 介護予防訪問リハビリテーション方法論	1 介護予防訪問リハビリテーションの意義・目的	—
		2 介護予防訪問リハビリテーションサービス利用者の特性	—
		3 介護予防訪問リハビリテーションの内容・特徴	—
		4 介護予防支援サービスと介護予防訪問リハビリテーション	—
	4 介護予防居宅療養管理指導方法論	1 医学的管理サービスの意義・目的	—
		2 医学的管理サービス利用者の特性	—

区分	大項目	中項目	小項目
		3 介護予防支援サービスと医学的管理サービス	—
		4 口腔管理—歯科衛生指導の意義・目的	—
		5 口腔管理—歯科衛生指導利用者の特性	—
		6 介護予防支援サービスと口腔管理—歯科衛生指導	—
		7 薬剤管理指導の意義・目的	—
		8 薬剤管理指導利用者の特性	—
		9 介護予防支援サービスと薬剤管理指導	—
	5 介護予防通所リハビリテーション方法論	1 介護予防通所リハビリテーションの意義・目的	—
		2 介護予防通所リハビリテーションサービス利用者の特性	—
		3 介護予防通所リハビリテーションの内容・特徴	—
		4 介護予防支援サービスと介護予防通所リハビリテーション	—
	6 介護予防短期入所生活介護方法論	1 介護予防短期入所生活介護の意義・目的	—
		2 介護予防短期入所生活介護サービス利用者の特性	—
		3 介護予防短期入所生活介護の内容・特徴	—
		4 介護予防支援サービスと介護予防短期入所生活介護	—
	7 介護予防短期入所療養介護方法論	1 介護予防短期入所療養介護の意義・目的	—
		2 介護予防短期入所療養介護サービス利用者の特性	—
		3 介護予防短期入所療養介護の内容・特徴	—
		4 介護予防支援サービスと介護予防短期入所療養介護	—
	8 介護予防特定施設入居者生活介護方法論	1 介護予防特定施設入居者生活介護の意義・目的	—
		2 介護予防特定施設入居者生活介護サービス利用者の特性	—
		3 介護予防特定施設入居者生活介護の内容・特徴	—
		4 介護予防支援サービスと介護予防特定施設入居者生活介護	—
	9 介護予防福祉用具及び介護予防住宅改修方法論	1 介護予防福祉用具の意義・目的	—
		2 介護予防福祉用具利用者の特性および介護予防福祉用具の機能、使用法	—
		3 介護予防福祉用具の内容・特徴	—
		4 介護予防支援サービスと介護予防福祉用具	—
		5 介護予防住宅改修の意義・目的	—
		6 介護予防住宅改修利用者の特性および介護予防住宅改修の機能、使用法	—
		7 介護予防住宅改修の内容・特徴	—
		8 介護予防支援サービスと介護予防住宅改修	—
8 高齢者支援展開論 (地域密着型介護予防サービス事業各論)	1 介護予防認知症対応型通所介護方法論	1 介護予防認知症対応型通所介護の意義・目的	—
		2 介護予防認知症対応型通所介護の利用者の特性	—
		3 介護予防認知症対応型通所介護の内容・特徴	—
	2 介護予防小規模多機能型居宅介護方法論	1 介護予防小規模多機能型居宅介護の意義・目的	—
		2 介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の特性	—
		3 介護予防小規模多機能型居宅介護の内容・特徴	—

区分	大項目	中項目	小項目
9 高齢者支援展開論 (介護保険施設各論)	3 介護予防認知症対応型共同生活介護方法論	1 介護予防認知症対応型共同生活介護の意義・目的	—
		2 介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者の特性	—
		3 介護予防認知症対応型共同生活介護の内容・特徴	—
	1 指定介護老人福祉施設サービス方法論	1 指定介護老人福祉施設の意義・目的	—
		2 指定介護老人福祉施設サービス利用者の特性	—
		3 指定介護老人福祉施設の内容・特徴	—
	2 介護老人保健施設サービス方法論	1 介護老人保健施設の意義・目的	—
		2 介護老人保健施設サービス利用者の特性	—
		3 指定介護老人保健施設の内容・特徴	—
	3 介護医療院サービス方法論	1 介護医療院の意義・目的	—
		2 介護医療院サービス利用者の特性	—
		3 介護医療院の内容・特徴	—
10 高齢者支援展開論 (社会資源活用論)	1 公的サービスおよびその他の社会資源導入方法論	1 自立支援のための総合的ケアネットワークの必要性	—
		2 社会資源間での機能や役割の相違	—
		3 フォーマルな分野とインフォーマルな分野の連携の必要性	—
11 要介護・要支援認定特論	1 要介護認定の流れ	1 要介護認定基準について	—
		2 認定調査	—
		3 主治医意見書	—
		4 一次判定の概略	—
		5 介護認定審査会における二次判定の概略	—
	2 一次判定の仕組み	1 要介護認定等基準時間の推計の考え方	—
		2 要介護認定等基準時間の算出方法	—
	3 二次判定の仕組み	1 二次判定の基本的な方法	—
		2 介護認定審査会における審査・判定の手順	—
		3 二次判定のポイント	—

(注)この表に掲げる項目は、介護保険法、関連法令に規定されたもの及びその関連通知で基礎的な知識及び技能を有することの確認のために必要な内容を含むものとする。

<介護保険法別表の科目と出題範囲一覧表の区分との対応>

介護保険法別表の科目	区 分
一 この法律その他関係法令に関する科目	1基本視点
	2介護保険制度論
二 居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する科目	3ケアマネジメント機能論
三 介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス及び福祉サービスに関する科目	4高齢者支援展開論(高齢者介護総論)
	5高齢者支援展開論(居宅サービス事業各論)
	6高齢者支援展開論(地域密着型サービス事業各論)
	7高齢者支援展開論(介護予防サービス事業各論)
	8高齢者支援展開論(地域密着型介護予防サービス事業各論)
	9高齢者支援展開論(介護保険施設各論)
	10高齢者支援展開論(社会資源活用論)
四 要介護認定及び要支援認定に関する科目	11要介護・要支援認定特論

13 試験に関するQ&A

項	Q（質問）	A（回答）
勤務地住所要件	受験申込書提出時点で徳島県に住んでいますが、香川県内の特別養護老人ホームに勤めています。試験の受験地はどこですか。	試験の受験地は、受験申込書を提出する時点におけるP23(1)対象者の①に該当する事業所の所在地の属する都道府県になります。次に、①に該当する勤務地要件がない場合は住所地の属する都道府県になります。 従って、左記の場合は、香川県が受験地です。
国家資格等	准看護師として3年間、その後に看護師免許を取得し、看護師として2年間勤務しています。この場合、准看護師免許証の写しは不要ですか。	5年以上国家資格等に基づく業務に従事していたことを確認する必要があります。 准看護師の免許証の写しも必ず添付してください。
	4月1日から病院に勤務していますが、准看護師免許は5月12日の登録となっています。この場合、免許登録までの期間は実務経験に算入できますか。	「准看護師」として働くことができるのは、当該免許の登録日からであり、4月1日から5月11日までの期間は実務経験期間には算入できません。
	結婚のため国家資格等登録証と氏名が違います。この場合どうしたらよいでしょうか。	国家資格等取得証明書、実務経験証明書等の添付書類の氏名が旧姓の場合には、必ず戸籍謄本又は抄本（原本）を添付してください。
	介護福祉士の場合、「国家資格及び都道府県資格取得証明書（免許証等）の写し」は、「合格証」の写しでよろしいでしょうか。	精神保健福祉士・介護福祉士・社会福祉士については、「登録」をもって当該資格の名称が使用できます。「合格証」ではなく必ず「登録証」の写しを添付してください。また、再交付申請中の場合は、必ず登録機関等への「登録証再交付申請書」の写しを添付してください。この場合、「登録証」が到着後、速やかにその写しを提出してください。 なお、登録証の交付や再交付に関しては、公益財団法人社会福祉振興・試験センターにご相談ください。 公益財団法人社会福祉振興・試験センター 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 1-5-6 Tel 03-3486-7511（担当：登録部） （時間：9:00～17:00 土・日・祝日除く。）
対象者の具体的判断	医薬品の卸売販売店で管理薬剤師として勤務しています。薬の在庫管理をしています。実務経験とみなされますか。	要援護者への直接的な支援である調剤業務や薬に関する相談指導等は当該用務とみなされますが、薬の在庫管理は実務経験に算入できません。
	看護師として3年間勤務した後、看護学校の教員として2年以上勤務しています。受験資格はありますか。	教員は要援護者に対する直接的な援助業務でないため、その期間は実務経験として認められません。

期	Q（質問）	A（回答）												
実務経験確認書類の提出に関する特例措置	令和5年10月8日に香川県で試験を受けましたが、今年の実務経験確認書類を提出しなくてもいいですか。	実務経験証明書などの実務経験確認書類の提出に関する特例措置は、香川県独自の制度です。 今年度は、過去3年間に香川県に実務経験確認書類（確定したものに限る。）を提出の上、香川県から受験票の交付を受けた者は、実務経験確認書類の提出を省略することができます。												
		① 過去3年間に、実務経験確認書類を「見込」で提出した後、確定の書類を提出していない場合は特例措置の適用はありません。したがって、実務経験確認書類は必ず提出してください。												
		② 左記の質問の場合は、下表のとおり特例措置を受けられる場合と受けられない場合があります。												
		③ この特例措置を受けられる場合で、その適用を希望する場合は、受験申込書の「実務経験確認書類に関する特例措置」欄に数字の1及び該当する受験年度を記入してください。なお、この特例措置を受けられる場合であっても、後日必要書類の提出を求める場合がありますので、ご承知おきください。												
		<table><tr><th>区分</th><th>年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th></tr><tr><td>受験資格等に変更のない場合</td><td></td><td colspan="3">この3年間のうち、1回以上実務経験確認書類を提出した上で受験票の交付を受けた者（ただし、「見込」の場合は確定書類を提出していること。）</td><td>希望すれば特例適用あり 実務経験確認書類提出不要</td></tr></table>	区分	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	受験資格等に変更のない場合		この3年間のうち、1回以上実務経験確認書類を提出した上で受験票の交付を受けた者（ただし、「見込」の場合は確定書類を提出していること。）			希望すれば特例適用あり 実務経験確認書類提出不要
区分	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度									
受験資格等に変更のない場合		この3年間のうち、1回以上実務経験確認書類を提出した上で受験票の交付を受けた者（ただし、「見込」の場合は確定書類を提出していること。）			希望すれば特例適用あり 実務経験確認書類提出不要									
		<table><tr><td>氏名の変更があった場合</td><td>上記の表で「希望すれば特例適用あり」に当てはまる場合は、特例適用ができます。ただし、戸籍謄本又は戸籍抄本の提出は必要です。</td></tr></table>	氏名の変更があった場合	上記の表で「希望すれば特例適用あり」に当てはまる場合は、特例適用ができます。ただし、戸籍謄本又は戸籍抄本の提出は必要です。										
氏名の変更があった場合	上記の表で「希望すれば特例適用あり」に当てはまる場合は、特例適用ができます。ただし、戸籍謄本又は戸籍抄本の提出は必要です。													

期	Q (質問)	A (回答)
実務経験証明書	登録ヘルパーとして2か所の事業所で勤務していますが、業務期間及び従事日数を通算できるのですか。	同一期間内に複数の勤務先へ勤めている場合、重複している業務期間は通算できませんが、従事日数は通算することができますので、各事業所の実務経験証明書を提出してください。ただし、1日に2か所勤務しているような場合は、1日として通算されます。なお、この場合、個々の事業所での勤務日が分かるような勤務日内訳書（任意様式）の添付が必要です。
	特別養護老人ホームで介護福祉士として介護業務に3年間従事した後、配置換えのため生活相談員として相談援助業務に2年間従事しました。勤務先が同じですが実務経験証明書は2枚必要ですか。 ＜業務の変更＞	証明権者が同一の場合は、3か所までの異動は1枚の実務経験証明書でかまいません。 2つの欄を使用し、職種等に「介護員（介護福祉士）」「生活相談員」等、業務内容等に「入所者の入浴、排泄、食事等の介護業務」「生活相談員業務」等と記入してもらってください。
	老人保健施設で介護業務に2年間従事した後、同一法人の通所リハビリテーションの指定を受けた事業所で介護業務に3年間従事しました。事業所の異動があった場合、実務経験証明書は2枚必要ですか。 ＜業務の変更はないが施設の異動＞	証明権者が同一の場合は、3か所までの異動は1枚の実務経験証明書でかまいません。 2つの欄を使用し、1つの欄に施設又は事業所名に「〇〇老人保健施設」、種類に「介護老人保健施設」と記入し、次の欄の施設又は事業所名に「〇〇事業所」（居宅介護サービス事業者として、知事の指定を受けた事業所名）、種類に「通所リハビリテーション」と記入してもらい、両方の施設を設置した法人の理事長に証明してもらってください。
	業務内容等の欄には何を記入してもらえばいいですか。	業務内容には、例えば、看護師の場合は「一般病棟での看護師業務」などの業務を記入してもらってください。 なお、次の場合には、特にご注意ください。 ① 栄養士の場合は「栄養士法に定める栄養士の名称を用いた栄養指導業務」、管理栄養士の場合は「栄養士法に定める管理栄養士の名称を用いた栄養指導業務」を記入してもらってください。（対人業務であることがわかるように記入してもらってください。） ② 薬剤師の場合は「薬剤師法に定める調剤業務」を記入してもらってください。（服薬指導、薬事相談等、対人業務であることがわかるように記入してもらってください。） ③ 育児休業等を取得した場合には、P28の記入例のようにその期間を記入してもらってください。
	勤務していた事業所が廃業してしまったために、昨年、当該事業者から実務経験証明書をもらっておきました。この証明書を提出した場合、実務経験期間として算入できますか。	原則として令和7年度介護支援専門員実務研修受講試験の香川県提出用の「実務経験証明書」を提出していただかなくてはなりませんが、事業所の廃止等により申込現在において実務経験証明書の証明者が不在の場合については、介護支援専門員実務研修受講試験用の「実務経験証明書」を提出（原本提出。又は原本提示の上、写しを提出）し、かつ、香川県の行う資格審査を通過したものであれば、実務経験期間に算入できます。 ※ 提出する実務経験証明書では、令和7年度介護支援専門員実務研修受講試験の香川県提出用の「実務経験証明書」が必要とされている記載内容を確認できない場合は、その内容が分かる書類を提出してください。 提出書類で内容が確認できない場合は、実務経験期間には算入できません。

記入要領・記入例

受験申込書記入要領

- (1) 記入に当たっては、**受験申込者本人が黒のボールペン**(消せるボールペンは不可)を用い、かい書で丁寧に記入してください。また、記入誤り等により訂正する場合は、二重線を引いて訂正するのではなく、**修正液や修正テープで訂正**してください。(「記入支援フォーム」(Excel形式)を使用して作成する場合を除く。)
- (2) 証紙納付書に、**9,700 円分の香川県証紙**を貼ってください(消印はしないでください)。
- (3) 受験申込年月日を記入してください。

＜記入要領・注意事項＞

	項目	注意事項
①	氏名	戸籍に記載されている文字を使用し、必ずフリガナを付けてください。
	性別・生年月日	該当する数字を記入のうえ、申込時点の年齢も記入してください。
②	現住所	市町村名、大字、番地(アパートの場合は、名称、室名)、〇〇様方まで記入してください。香川県内在住の方は都市名から記入し、県外在住の方は県名から記入してください。
	携帯・自宅電話	記載内容の確認等で連絡する場合があるので、必ず記入してください。
	e-mail アドレス	電話がつながらなかった場合にメールさせていただきますので、正確に記入してください。
③	法人名等 施設・事業所名	・申込時点で所属している(実際に勤務している)事業所について、法人名、事業所名の順に下記の例に従って記入してください。 ＜記入例＞(福)△△会 □□園、(株)◇◇◇◇ △△ケアセンター 等 ・現在、勤務していない場合は、「なし」と記入してください。
	事業コード※	現在従事する業務について当てはまるものを、表下の「事業コード表」の中から選び、その番号を記入してください。
	住所	本部、本社所在地を記入するのではなく、実際に勤務されている事業所等の所在地を記入してください。
④	実務経験証明内容	・施設又は事業所の長が発行した 実務経験証明書に記載された内容 (「従事期間」、「従事日数」等)を実務経験の時期が古いものから順に記入してください。 ・合計欄には、従事期間、従事日数各々を合計したものを記入してください。 ・「法定資格等」は、3受験資格対象者(P4～5)に示す資格区分の名称を各々記入してください。 ・4か所以上の実務経験をあわせて受験資格を満たす場合は、申込書をコピーしてご記入ください。 ※行の分割や追加等をして記入することは決してしないでください。 ※特例措置希望者(実務経験証明書の提出を省略する場合)は、記入不要です。
⑤	法定資格名 取得(登録)年月日	受験に必要な資格の名称及びその取得年月日(国家資格等取得証明書の登録年月日)を記入してください。
⑥	実務経験確認書類 の省略	実務経験確認書類に関する特例措置(P8)を希望する場合は、数字の「1」を記入し、直近で受験した年度(R4、R5、R6のいずれか)を記入してください。
⑦	身体障害等受験特 例措置	身体障害等による受験に際して配慮の希望がある場合は、該当する区分に○印を記入してください。

＜事業コード表(※③)＞

01	特別養護老人ホーム	05	薬局	10	訪問看護ステーション	16	地域密着型サービス (小規模多機能型居宅介護・ 看護小規模多機能型居宅介護)
02	介護老人保健施設	06	居宅介護支援事業所	11	訪問介護(ホームヘルプ)	17	福祉用具の貸与、販売、 住宅改修
		07	老人介護支援センター(06以外)	12	訪問リハビリテーション		
03	介護医療院	08	養護老人ホーム	13	その他訪問サービス	18	市町村保健福祉行政
		09	その他老人ホーム (軽費・有料・サービス付高齢者 住宅 等)	14	老人デイサービスセンター	19	その他(09・13以外、通リハ、ショート ステイ含む)
04	病院・診療所(03以外)			15	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	20	なし

記入例 1

令和7年度介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書

(書類提出の特例措置を希望しない場合)

香川県知事 殿

介護支援専門員実務研修受講試験を受験したいので、関係書類を添えて申し込みます。

令和7年 7月 5日

①	氏名	フリガナ	サヌキ フクミ										性別	生年月日				年齢							
		漢字	讃岐 福美										男 1 女 2	年号 昭和 3 平成 4	年	月	日								
														2	3	46	3	3	満	54	歳				
※該当する数字を欄に記入してください																									
②	現住所	〒	7	6	1	-	8	5	0	7															
		住所	高松市番町四丁目1番11号																						
		携帯電話	090-1234-5678										自宅電話	087-832-3275											
		e-mail アドレス	hukumi-kagawa × × @ × × .co.jp																						
※アドレスの記入は、o(オー)0(ゼロ)-(ハイフン)_(アンダーライン)の区別が付くよう、正確に記入してください。																									
③	勤務先	法人名等	(医社)										県庁福祉会										事業コード	※法人名等は略称で記入してください。 社会福祉法人:(福) 医療法人:(医) 医療法人社団:(医社) 財団法人:(財)	
		施設・事業所名	介護老人保健施設 長寿										02												
		〒	7	6	1	-	8	5	0	7															
		住所	高松市番町四丁目1番10号																						
		電話番号	087-832-3275										勤務先市町名	高松市											
※実務経験証明書の施設又は事業所のみを、古いものから順に記載。特例措置希望者は記入不要。																									
④	実務経験履歴記入欄	法定資格等	勤務先名称										従事期間(5年以上)										従事日数 (900日以上)		
			年号	年	月	日		年号	年	月	日		従事年数												
		介護福祉士	令和	2	10	1	~	令和	5	8	31		2年	11	か月	709	日								
		相談援助業務	令和	5	9	1	~	令和	7	10	11		2年	1	か月	255	日								
							~						年		か月		日								
合 計															5年	0	か月	964	日						
⑤	資格	法定資格名	取得(登録)年月日										⑥ 実務経験確認書類に関する特例措置 (・該当する数字を記入 ・希望の場合、受験年度を記入) 希望する 1 希望しない 2 2				⑦ 身体障害者等受験 特別措置の希望 (該当する欄に○) 希望する 希望しない ○								
			年号	年	月	日																			
		介護福祉士	令和	2	9	30																			
※香川県証紙は証紙納付書に貼布すること。																									

※以下、事務局記入欄(記入しないでください)

勤務先 市町コード	事業コード	運営主体 コード	資格 コード	実務経験 見込	職種別番号	受付番号

(書類提出の特例措置を希望する場合)

香川県知事 殿

介護支援専門員実務研修受講試験を受験したいので、関係書類を添えて申し込みます。 令和7年 7月 5日

①	フリガナ	カガワ ハナコ		性別	生年月日				年齢						
	氏名 漢字	香川 花子	男 1 女 2	年号 昭和 3 平成 4	年	月	日								
			2	3	58	1	1	満	41	歳					
※該当する数字を欄に記入してください															
②	〒	7 6 0 - 0 0 1 7													
	住所	丸亀市土器町東1-2-3													
	携帯電話	080-1111-2222				自宅電話	0877-66-5555								
	e-mail アドレス	hanako-kagawa × × @ × × .co.jp													
※アドレスの記入は、o(オー)0(ゼロ)-(ハイフン)_(アンダーライン)の区別が付くよう、正確に記入してください。															
③	法人名等	(福)		長寿福祉会		事業コード		※法人名等は略称で記入してください。 社会福祉法人:(福) 医療法人:(医) 医療法人社団:(医社) 財団法人:(財)							
	施設・ 事業所名	特別養護老人ホーム 長寿				01									
	〒	7 6 3 - 8 5 0 1													
	住所	丸亀市大手町2丁目4番21号													
	電話番号	0877-23-1111				勤務先市町名	丸亀市								
※実務経験証明書の施設又は事業所のみを、古いものから順に記載。特例措置希望者は記入不要。															
実務 経験 履歴 記入 欄	法定資格等	勤務先名称		従事期間(5年以上)								従事日数 (900日以上)			
				年号	年	月	日		年号	年	月	日	従事年 月数		
								~					年	か月	日
								~					年	か月	日
								~					年	か月	日
合 計												年	か月	日	
⑤	資格	法定資格名	取得(登録)年月日				⑥ 実務経験確認書類に 関する特例措置 (・該当する数字を記入 ・希望の場合、受験年度を記入) 希望する 1 希望しない 2 1 R4				⑦ 身体障害者等受験 特別措置の希望 (該当する欄に○) 希望する 希望しない ○				
		年号	年	月	日										
		介護福祉士	平成	19	4	24									
※香川県証紙は証紙納付書に貼布すること。															

※以下、事務局記入欄(記入しないでください)

勤務先 市町コード	事業コード	運営主体 コード	資格 コード	実務経験 見込	職種別番号	受付番号

記入例

証紙納付書

香川県知事 殿

令和7年度 介護支援専門員実務研修受講試験手数料を納付します。

令和 7年 7月 2日

受験申込書の提出日を記載してください。

収入印紙と間違えないこと(消印はしないでください)。

(フリガナ) カイゴ シエン

氏 名 介護 支援

収入証紙 5,000円 香川県	収入証紙 1,000円 香川県	収入証紙 1,000円 香川県	収入証紙 1,000円 香川県
収入証紙 1,000円 香川県	500円 香川県収入証紙	200円 香川県収入証紙	

このスペースには、なるべく証紙を貼らないようにしてください。

香川県証紙貼付欄			
9,700円			

- * 香川県証紙は、上記の枠内に重ならないように貼ってください。
また、受付後に消印を押しますので、証紙の上にテープなどを貼らないようにしてください。
- * 証紙の枚数が多く枠内に収まらない場合は、この用紙の裏面に貼布してください。
- * 証紙がはがれないよう、端までしっかりと貼布してください。

実務経験証明書記入要領

- 1 実務経験証明書は、施設、事業所の長又は代表者等証明権限を有する者によって作成かつ証明されたものであることが必要です。この証明書が提出されていない場合又は内容の不備、不明なものがある場合は、受験申込書を受理できませんのでご注意ください。

証明内容が不明な場合等は、証明者に内容の確認の問い合わせをすることや、書類再提出等を求めることがあります。

- 2 勤務先の変更等により、数か所での実務経験の通算で受験資格を満たす場合は、各々の勤務先毎の証明書が必要です。必要枚数をダウンロードして使用してください。

なお、登録ヘルパー等で、複数の訪問介護事業所での従事期間が重複している場合には、個々の事業所での勤務日が分かるような勤務日内訳表（任意様式）の添付が必要です。

- 3 証明権者が同一で、勤務施設又は事業所が異なる場合（例えば、同一法人内の複数の施設を異動した場合）は、1枚の用紙内に施設又は事業所毎の業務期間等を各々記入してください。

- 4 作成方法は、手書きもしくは入力支援フォーム（Excel）に入力して印刷する方法いずれでも構いません。証明権者の方に、実務経験証明書の様式掲載箇所（香川県ホームページ「ケアマネジャー支援情報」）をご案内ください。

- 5 見込証明の場合（⑧参照）は、様式中の「有する見込みである」を○で囲んで（選択して）ください。

項 目	注意事項
①発 行 日	必ず記入してください。
②代表者職氏名 及び職 印	職名と氏名を記入し、使用する職印は「理事長、施設長、勤務先の長等の刻印がある印」を使用してください。個人経営の場合は認印で差し支えありません。
③氏 名	実務経験被証明者の氏名を記入し、生年月日についても記入してください。
④施 設 又 は 事 業 所 名	実務経験被証明者の所属する施設名等を記入してください。 ※介護保険事業所の場合は、事業所番号を記入してください。
⑤施設又は事業所の種類	「特別養護老人ホーム」「身体障害者療護施設」「老人デイサービスセンター」「訪問介護事業所」等と記入してください。
⑥施設等開設 年 月 日	当該施設等の開設年月日を記入してください。都道府県等知事等の指定等を受けた日、又は届出を行った日と、開設年月日が異なる場合はいずれも記入してください。閉鎖した施設等の場合は、備考欄に閉鎖日（廃止日）を記入してください。
⑦資 格 等 （ 職 種 名 ）	「看護師」、「生活相談員」、「介護員」等、辞令書等に記載されている職名、若しくは、労働条件通知書等に記載されている業務の内容を記入してください。
⑧直接対人 援助業務 従事期間	・実務経験被証明者が要援護者に対する対人の直接的な援助を行っていた期間を記入してください。休職期間、育児休業等で業務に従事していなかった期間及び研究業務等の対人の直接的な援助を行わなかった期間は対象となりません。 ※ 従事期間の確認には、「従事期間計算表」（上記ホームページに掲載）をご活用ください。 ・業務期間のうち、休職期間、育児休業等の対象外となる期間とその内容を備考欄に記入してください。 ・証明書発行日における勤務状況について、（就労中/異動/退職）の該当するものを○で囲んで（選択して）ください。 ・業務期間については、試験日前日までに満たしていればよいものとなっています。申込時には必要期間を満たしていないが、試験日前日までに満たすような場合には、見込みで証明書を作成してください。その場合、令和7年10月17日（金）までに改めて実務経験証明書を作成し提出していただく必要があります。期日までに提出されない場合は、受験資格を満たしていなかったものとして、実務研修受講試験は無効とします。
⑨うち業務に 従事した日数	・業務期間内において受験資格の対象となる業務に実際に従事した日数（休日、休暇、病気、休職、出張、研修等で業務に従事しなかった日を除いた日数）を記入してください。なお、日換算については、1日の勤務時間が短い者についても1日勤務したものとみなします。 ・国家資格に基づく業務の場合、資格の登録日以降を算入します（従事期間も同様）。
⑩業 務 内 容	実務経験被証明者の本来業務について、具体的に「一般病棟での看護業務」、「生活相談員業務」、「入所者の入浴、排泄、食事等の介護業務」等と記入してください。
⑪備 考 欄	施設等の名称変更、法人変更等があった場合は、変更年月日とあわせて記入してください。

実務経験証明書

① 令和 7 年 7 月 5 日

香川県知事 殿

②
連絡先 :

施設又は事業所の所在地及び名称	〒760-0018 高松市天神前6番地 医療法人社団 △△会
代表者職氏名	理事長 保険 太郎
担当職氏名	総務課庶務係 介護 一郎
電話番号	087-831-1111

事業所の代表者印
が必要です。医療法人
社団△△
会理事長

次の者は、以下のとおり実務経験を 有する ことを証明します。

③	氏名	介護 花子 (昭和 60 年 1 月 1 日生)			
④	施設又は事業所名 (介護保険事業所番号)	介護老人保健施設せとうち (37××××××××)			
⑤	施設又は事業所の種類	介護老人保健施設			
⑥	施設等開設年月日 (事業開始年月日)	平成12年5月1日			
⑦	職種等 (職種名)	看護師			
⑧	直接対人援助業務 従事期間	平成31年4月1日	年 月 日	年 月 日	
		から	から	から	
		令和7年7月5日	年 月 日		
		5年3か月	年 月 日		
		就労中			
	合計	5	年	3	か月
⑨	うち業務に従事した日数	1208	日		日
	合計	1208	日		
⑩	業務内容	入所者に対する看護業務			
⑪	備考欄	【育児休業 1年0か月】 令和2年4月1日～ 令和3年3月31日			

1 か月に満たない場合は切捨てで記入
してください。
従事期間計算シートを使用する場合は、
計算結果をそのまま転記してください。対象外期間がある場合は期間を
除いて合計してください。要介護者に対する対人の直接的な援助であるこ
とが明確に分かるように記載してください。従事期間中に休業を含む場合は、備考欄に記載
してください。

証明権者の方へ: この証明書を作成いただく際は、別添の注意事項をよくお読みください。

介護保険法(平成9年法律第123号)第69条の31により、不正の手段によって試験を受け(又は受けようとし)た場合、合格を取り消す場合があります。また、同法第69条の39第1項第2号により、不正手段により登録を受けた者は、登録を削除する旨の規定が定められていますので留意してください。

※ 1 か所の証明書では従事期間が資格要件に満たない場合は、要件を満たす証明書の交付(複数枚可)を受けてください。

(見込) 証明書を提出された方は、**令和 7 年 10 月 17 日 (金)** までに実務経験証明書を必ず提出してください。

実務経験証明書

① 令和 7 年 7 月 5 日

香川県知事 殿

連絡先 :

施設又は事業所の所在地及び名称	〒760-0018 高松市番町四丁目1番10号 医療法人社団 県庁福祉会
代表者職氏名	理事長 介護 愛子
担当職氏名	庶務課職員係 養護 次郎
電話番号	087-832-3275

事業所の代表者印
が必要です。

医療法人
社団県庁
福祉会理
事長之印

次の者は、以下のとおり実務経験を **有する見込みである** ことを証明します。

氏名	讃岐 福美 (昭和 4 6 年 3 月 3 日生)		
施設又は事業所名 (介護保険事業所番号)	長寿荘 (3 7 × × × × × × × ×)	長寿 (3 7 × × × × × × × ×)	()
施設又は事業所の種類	介護老人保健施設	介護老人保健施設	
施設等開設年月日 (事業開始年月日)	平成22年12月1日	平成22年12月1日	
職種等 (職種名)	介護職員(介護福祉士)	支援相談員	
直接対人援助業務従事 期間	令和2年10月1日 から 令和5年8月31日 2年11か月 異動	令和5年9月1日 から 令和7年10月11日 2年1か月 就労中	年 月 日 から 年 月 日 年 月 日
	合計	5 年	0 か月
	うち業務に従事した日 数	709 日	255 日
	合計	964	
	業務内容	入所者の入浴・排泄・食事等の 介護業務	入所者・家族からの 相談対応業務
備考欄	施設名の変更 長寿荘から長寿 (変更年月 日 : 令和2年4月1日)		

要援助者に対する対人の直接的援助
であることが明確にわかるように記
載してください。

施設等の名称変更等があった場合は、
変更年月日とあわせて記入してください。

証明権者の方へ: この証明書を作成いただく際は、別添の注意事項をよくお読みください。

介護保険法(平成9年法律第123号)第69条の31により、不正の手段によって試験を受け(又は受けようとし)た場合、合格を取り消す場合があります。また、同法第69条の39第1項第2号により、不正手段により登録を受けた者は、登録を削除する旨の規定が定められていますので留意してください。

※ 1 か所の証明書では従事期間が資格要件に満たない場合は、要件を満たす証明書の交付(複数枚可)を受けてください。

様式

以下の実務経験証明書等の様式は、ダウンロードして使用してください。

令和7年度介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書

香川県知事 殿

介護支援専門員実務研修受講試験を受験したいので、関係書類を添えて申し込みます。

令和7年 月 日

氏名	フリガナ											性別	生年月日				年齢					
	漢字											年号	年	月	日							
												男 1 女 2				昭和 3 平成 4						
																	満		歳			
※該当する数字を欄に記入してください																						
現住所	〒																					
	住所																					
	携帯電話											自宅電話										
	e-mail アドレス																					
※アドレスの記入は、o(オー)0(ゼロ)-(ハイフン)_(アンダーライン)の区別が付くよう、正確に記入してください。																						
勤務先	法人名等											事業コード	※法人名等は略称で記入してください。 社会福祉法人:(福) 医療法人:(医) 医療法人社団:(医社) 財団法人:(財)									
	施設・事業所名																					
	〒																					
	住所																					
	電話番号											勤務先市町名										
※実務経験証明書の施設又は事業所のみを、古いものから順に記載。特例措置希望者は記入不要。																						
実務 経 験 履 歴 記 入 欄	法定資格等	勤務先名称										従事期間(5年以上)										従事日数 (900日以上)
合 計																年	か	月	日			
資 格	法定資格名	取得(登録)年月日																				
		年号	年	月	日																	
実務経験確認書類に 関する特例措置 (・該当する数字を記入 ・希望の場合、受験年度を記入) 希望する 1 希望しない 2										受験年度 希望する 希望しない												
※香川県証紙は証紙納付書に貼布すること。																						

※以下、事務局記入欄(記入しないでください)

勤務先 市町コード	事業コード	運営主体 コード	資格 コード	実務経験 見込	職種別番号	受付番号

証紙納付書

香川県知事 殿

令和 7 年度 介護支援専門員実務研修受講試験手数料を納付します。

令和 年 月 日

(フリガナ)

氏 名

香川県証紙貼付欄		9,700円	

香川県証紙貼付欄		9,700円	

- * 香川県証紙は、上記の**枠内に重ならないよう**に貼ってください。
また、受付後に消印を押しますので、証紙の上にテープなどを貼らないようにしてください。
- * 証紙の枚数が多く**枠内に収まらない場合**は、この用紙の裏面に貼布してください。
- * 証紙がはがれないよう、端までしっかりと貼布してください。

実務経験証明書

令和 年 月 日

香川県知事 殿

連絡先：

施設又は事業所の 所在地及び名称	〒	—
代表者職氏名		
担当職氏名		
電話番号		

印

次の者は、以下のとおり実務経験を 有する / 有する見込みである ことを証明します。

氏名	(昭和・平成 年 月 日生)		
施設又は事業所名 (介護保険事業所番号)	()	()	()
施設又は事業所の 種類			
施設等開設年月日 (事業開始年月日)			
職種等 (職種名)			
直接対人援助業務 従事期間	年 月 日 から 年 月 日	年 月 日 から 年 月 日	年 月 日 から 年 月 日
	年 か月	年 か月	年 か月
	就労中 / 異動 / 退職	就労中 / 異動 / 退職	就労中 / 異動 / 退職
	合計	年	か月
	うち業務に従事した 日数	日	日
	合計	日	
業務内容			
備考欄			

証明権者の方へ:この証明書を作成いただく際は、別添の注意事項をよくお読みください。

介護保険法(平成9年法律第123号)第69条の31により、不正の手段によって試験を受け(又は受けようとし)た場合、合格を取り消す場合があります。また、同法第69条の39第1項第2号により、不正手段により登録を受けた者は、登録を削除する旨の規定が定められていますので留意してください。

証明にあたっての注意事項 ～証明権者の方へ～

介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格については、保健・医療・福祉に係る法定資格保有者及び別に定める相談援助業務に従事するもので、合計5年以上かつ900日以上の実務経験を有する者と規定されています。

この証明書は、受験申込者が上記実務経験を有するか否かの判定資料として非常に重要な証拠書類となり、証明内容が不明な場合等は、証明者に内容の確認の問い合わせをすることや、書類再提出等を求めることがあります。

【見込証明書について】

業務期間については、試験日前日までに満たしていればよいものとなっています。従って、申込時には必要期間をまだ満たしていないが、試験日前日までに満たすような場合には、見込みで証明書を作成してください。その場合、**令和7年10月17日（金）**までに改めて実務経験証明書を作成し提出していただく必要があります。期日までに提出されない場合は、受験資格を満たしていなかったものとして、実務研修受講試験は無効となりますので、ご協力をお願いします。

項 目	注 意 事 項
証 明 者 等	<u>証明者とは、法人の代表者、施設・事業所の長等、証明権限がある方です。</u> 証明者は必ず受験者(被証明者)の業務状況を書類等で確認した上で、証明を行ってください。
受 験 資 格	受験資格については、受験申込者が所持している『令和7年度介護支援専門員実務研修受講試験受験案内』の3（P2）に記載していますので、受験資格となる職種での勤務経験を有する場合に限り、この証明書を作成してください。 記載にあたっては、『受験案内』の記載例(P28、29)を参考にしてください。
施設又は事業所の種類	「特別養護老人ホーム」、「身体障害者療護施設」、「老人デイサービスセンター」、「訪問介護事業所」等と記入してください。
施設等開設年月日	当該施設等の開設年月日を記入してください。都道府県等知事等の指定等を受けた日、又は届出を行った日と、開設年月日が異なる場合はいずれも記入してください。閉鎖した施設等の場合は、備考欄に閉鎖日（廃止日）を記入してください。
資 格 等 (職 種 名)	「看護師」、「生活相談員」、「介護員」等、辞令書等に記載されている職名、若しくは、労働条件通知書等に記載されている業務の内容を記入してください。
直接対人 援助業務 従事期間	<u>実務経験被証明者が要援護者に対する対人の直接的な援助を行っていた期間</u> を記入してください。休職期間、育児休業等で業務に従事していなかった期間及び研究業務等の対人の直接的な援助を行わなかった期間は対象となりませんので、備考欄に対象外となる期間とその内容を記入してください。
従 事 日 数	業務期間内において受験資格の対象となる業務に実際に従事した日数（休日、休暇、病気、休職、出張、研修等で業務に従事しなかった日を除いた日数）を記入してください。なお、日換算については、1日の勤務時間が短い者についても1日勤務したものとみなします。 <u>また、国家資格に基づく業務の場合、資格の登録日以降を算入します（従事期間も同様）。</u>
業 務 内 容	実務経験被証明者の本来業務について、具体的に、「一般病棟での看護業務」、「生活相談員業務」、「入所者の入浴、排泄、食事等の介護業務」等と記入してください。
備 考 欄	施設等の名称変更、法人変更等があった場合は、変更年月日と合わせて記入してください。
そ の 他	用紙が不足する場合は、必要枚数をダウンロードして使用してください。 証明権者が同一で、勤務施設又は事業所が異なる場合（例えば、同一法人内の複数の施設を異動した場合）は、1枚の用紙内に施設又は事業所毎の業務期間等を各々記入してください。 <u>証明内容を訂正した場合は、証明権者の職印で訂正印を押してください。修正液による修正は認めません。</u>

令和7年度介護支援専門員実務研修受講試験

提出書類チェックシート

フリガナ	
氏 名	

この「提出書類チェックシート」を使用して、受験申込書に添付する書類等をチェック☑してください。

※「提出書類チェックシート」は提出不要です。

受験者記入欄		該当する受験申込区分にチェックしてください。			
		☐	☐	☐	☐
		受験申込区分1	受験申込区分2	受験申込区分3	特例措置希望者
<チェックの方法> ☐ 欄に✓でチェック☑ ④は枚数も記入		法定資格に基づく業務の実務経験のみで受験を申込む者	相談援助業務の実務経験のみで受験を申込む者	法定資格に基づく業務と相談援助業務の両方の実務経験で受験を申込む者	R3～R5年度に受験票の交付を受けた者のうち受験資格に変更のない者
申込者全員	①※ 受験申込書	必要 ☐			
	② 証紙納付書	必要 ☐ (証紙の貼付 ☐)			
	③ 顔写真 〔申込前6か月以内に撮影した縦4.5cm、横3.5cmのもの。裏面に撮影年月及び氏名を記載すること。〕	必要 ☐ (裏面記入 氏名 ☐ 撮影年月日 ☐)			
	④※ 実務経験証明書(様式1)	必要 ☐ (枚)			—
該当者のみ	⑤ 勤務日内訳表(任意様式)	必要 ☐ ※複数の事業所での従事期間が重複している場合			—
	⑥ 資格免許・登録証等の写し	必要 ☐	—	必要 ☐	—
	⑦ 団体概要及び市区町村ボランティアセンター等への登録書類	必要 ☐	※ボランティア等の公的サービス以外のサービスを行う団体において介護等の業務を行っている場合		—
	⑧ 開業許可証、認可証、届出書、業務委託契約書等	必要 ☐	※実務経験証明書の証明者と受験申込者が同一の場合		—
	⑨ 戸籍謄本、戸籍抄本(原本)	必要 ☐	※受験申込区分1～3：資格等取得時から改姓等がある場合 ※特例措置希望者：前回受験時から改姓等があった場合		

<確認事項>

※ ① 戸籍上の氏名を正しく記入していますか？

現住所欄には、受験票送付先の住所等を記入していますか？

実務経験確認書類に関する特例措置を希望する場合は、該当数字と受験年度を記入していますか？

※ ④ 実務経験期間を通算して、受験に必要な業務期間を満たしていますか？

【試験会場案内図】

試験場〔香川大学創造工学部（高松市林町 2217-20）〕へは

電車

○ことでん琴平線「高松築港駅」→「伏石駅」下車 → ことでんバス「伏石駅サンメッセ」に乗車
→「香川大学創造工学部前」下車すぐ

バス

○J R 高松駅発（高松駅前⑧番のりば）ことでんバス

(65) 川島線・レインボー通り経由便 「高松駅」→「香川大学創造工学部前」下車 徒歩 1 分（南へ 50m）

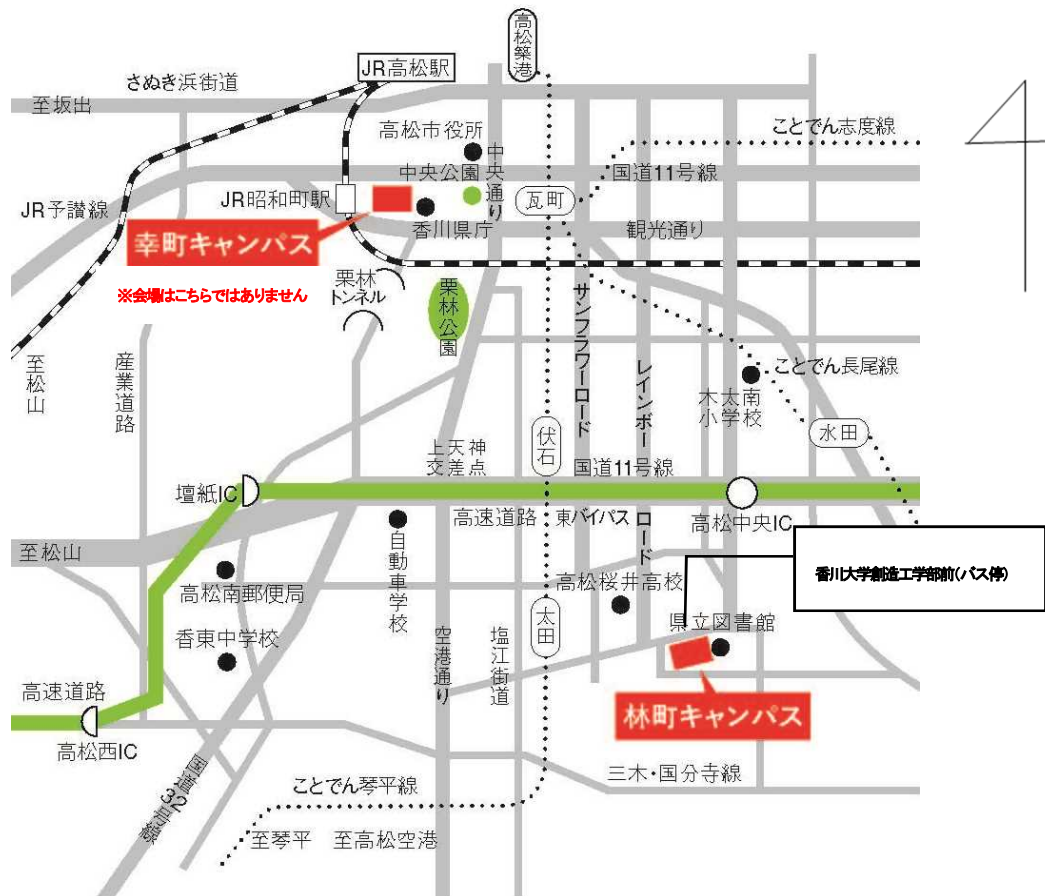
(61) 川島線・サンメッセ香川経由便 「高松駅」→「サンメッセ香川」下車 徒歩 10 分（西へ 500m）

タクシー

○J R 高松駅→香川大学創造工学部 約 30 分

高松自動車道から

○高松中央 IC（高松道）から車で約 5 分



※ バス路線等は変更になる場合がありますので、事前に確認してください。

※ 試験会場には駐車場はありません。近隣の商業施設への駐車もご遠慮ください。また、周辺住民の方への多大な迷惑になりますので、送迎等の駐停車は絶対にしないようお願いいたします。

試験に関する問い合わせ先

香川県長寿社会対策課 介護人材グループ TEL (087) 832-3275 (直通)

〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号 (県庁本館 17 階)